

**新型コロナウイルス感染拡大に伴う
ガス料金および電気料金等の特別措置について**

2020年3月30日
株式会社エネアーク関西

株式会社エネアーク関西（社長：友田 泰弘）は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部における「生活不安に対応するための緊急措置」を踏まえた経済産業省からの要請を受け、お客さま等からお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を講ずることといたします。なお、「指定旧供給地点小売供給約款」に関する特別措置は、3月25日に、近畿経済産業局長へ、「指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件」の実施について認可申請を行い、27日付けで、認可されたものです。

1. ガス料金および電気料金等について

2020年2月、3月、4月検針分のガス料金および電気料金等の支払期限日^{*1}について、支払期限日^{*1}をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

2. 今回の措置を適用させていただくお客さまについて

上記（1）の措置は、以下の①・②・③を全て満たすお客さまに適用させていただきます。

- ① 当社とガスまたは電気の供給について契約されているお客さま
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度^{*2}の貸付がなされているお客さま、または、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業・失業等により一時的にガス料金または電気料金の支払いが困難であると当社が判断するお客さま
- ③ 当社にお申し出のあるお客さま

3. お申し出受付開始日

2020年3月30日（月）

^{*1} 支払期限日

支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。

^{*2} 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度（2020年3月25日に受付が開始される新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急小口資金・総合支援資金の貸付制度）

4. お申し出先

エネアーク関西 フリーダイヤル 0120-60-7277

（受付時間 月～土：9：00～19：00、日祝日：9：00～17：40）